



群馬労働局の取組 トピックス

(労働保険未手続事業一掃強化期間、過労死等防止啓発月間、しわ寄せ防止キャンペーン月間)



発信者 雇用環境・均等室

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介いたします。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 **(027-896-4739)**

① 働くを守る。暮らしを守る。「労働保険」

【事業主の皆さまへ】

○11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です！

正社員・パート・アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険（労災保険・雇用保険）の成立手続を行う義務があります。

まだ手続をされていない事業主は、すぐに手続をお願いします。

加入の手続き・ご相談は、群馬労働局労働保険徴収室、または最寄りの労働基準監督署、ハローワークへお願いします。

お問い合わせ先
群馬労働局総務部労働保険徴収室
電話 027-896-4734



※労働保険制度（制度紹介・手続き案内）についてはこちらからもご覧いただけます。
(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html



○労働保険のお手続きには「電子申請・口座振替」が便利です！

労働保険に関する申請や届出について、書面の手続きではなく「電子申請」を使うことで、カンタン・便利に手続きができます！

労働保険の電子申請に関する特設サイトはコチラから↓

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html



また、労働保険料の納付には、口座振替が利用できます。金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間の解消、納付の“忘れ”や“遅れ”の防止、手数料も一切かからず、保険料の引き落としに最大約2カ月のゆとりができるなどメリットもたくさん！詳細はコチラから↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html



② 11月は「過労死等防止啓発月間」です

労働時間を適正に把握し、過重労働による健康障害等を防止対策を講じましょう

- ① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう
- ② 年次有給休暇の取得を促進しましょう
- ③ 労働時間等の設定を改善しましょう。
- ③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう

(詳細は以下のリーフレットをご覧ください。)

▶ 長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



リーフレット
QRコード



群馬労働局では、月間中、県民への啓発を目的に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

◆ 過労死等防止対策推進シンポジウム

参加費無料：要事前申込

過労死等とその防止について考えるシンポジウムを開催します。

開催日時：令和4年11月21日(月) 13:30~15:30

場所：群馬コンベンションセンター(Gメッセ群馬)



◆ 過重労働解消のためのセミナー

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。



◆ 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例を、ホームページなどを通じて地域に紹介します。

◆ 重点監督の実施

長時間労働が疑われる事業場などへ重点的な監督指導を行います。

◆ 無料の特別労働相談「過重労働解消相談ダイヤル」の設置

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料

令和4年11月5日(土) 9時~17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル



0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK

また、11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間とし、群馬労働局・県内各監督署等の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

③ 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です！

【事業主の皆様へ】

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組みを行います。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。

（「しわ寄せ」防止特設サイト・QRコード）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



◇「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の主な取り組み

1. 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の周知・啓発
（月間リーフレットダウンロードサイト・QRコード）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/download.html>
2. 使用者団体等への要請
3. 管内の大企業・親事業者への「しわ寄せ」防止に向けた要請等
4. 大企業・親事業者が遵守すべき関係法令の周知（※）

→（※右パンフレットにより）「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」第2条4項（事業主等の責務）及び「労働時間等設定改善指針」に規定する事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項、「下請中小企業振興法」に基づく「振興基準」、「下請代金支払遅延等防止法」違反の疑いがある不当な行為の事例集の周知を行う。

（周知パンフレットダウンロードサイト・QRコード）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/download.html>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

STOP! しわ寄せ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
中小企業庁 | 公正取引委員会

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

しわ寄せ防止特設サイト

気をつけてください...
その発注がどこかの職場で「しわ寄せ」を生んでいるかもしれません。

（月間リーフレット）

適正なコスト負担を伴わない短納期発注などはやめましょう。大企業と下請等中小事業者は共存共栄！

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

STOP! しわ寄せ

このパンフレットには、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の無意味な変更を行わないように配慮する必要があること（労働時間等設定改善指針）や、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」、下請代金支払遅延等防止法等に違反のおそれのある不当な行為の事例集（いわゆる「へからず集」）等をまとめています。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
中小企業庁 | 公正取引委員会

気をつけてください...
その発注がどこかの職場で「しわ寄せ」を生んでいるかもしれません。

【下請かけこみ寺】について

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

➤ 問い合わせ先：0120-418-618

【受付時間】平日9：00～12：00/13：00～17：00（土日・祝日・年末年始を除く）

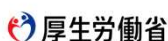
<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.html>

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！



群馬労働局

雇用環境・均等室